

# 食の安全・安心条例（仮称）案の骨子

## 《 条例をつくる背景 》

道民には安全・安心な食を追求する権利があり、また、食は人の生命と健康を支えるものであることから、何よりも安全・安心なものでなければいけません。

しかし、BSEの発生や食品の偽装表示などにより、道民の食品に対する信頼は大きく低下し、残留農薬や食品添加物、遺伝子組換え食品等に不安感を抱いています。

また、食生活の乱れが生活習慣病の増加をもたらし、子どもたちの健康、情緒の安定などに影響を及ぼしています。

さらに、化学肥料や農薬への過度な依存による環境への影響や家畜排せつ物の不適切な管理などによる河川の汚濁や地下水の汚染が指摘されるなど、安全・安心な食品の生産を支える良好な環境を保つための取組を進めていかなければいけません。

このように食に対する不安感が社会に広がるなかで、道民の誰もが食の安全・安心を切に願っています。

道民の安全・安心な食を追求する権利は、行政をはじめ、生産者、食品関連事業者、そして幅広い道民の協働の取組によって初めて実現されるものです。

このため、道民の総意として、食の安全・安心を確保するための決意を明らかにするとともに、様々な施策を総合的に推進する条例を制定することとしました。

この条例によって、安全・安心な食を食卓に届け、道民の健康を守るとともに、国内はもとより海外からも信頼、評価される道産食品を育て、地域の社会・経済の振興・発展に寄与していきます。

平成16年6月  
北 海 道

## 条例の基本的事項

目的	この条例は、食の安全・安心の確保に関する施策について、基本となる事項を定め、道民との協働により施策を総合的・計画的に推進することにより、道民の健康の保護と安全・安心で消費者に信頼される道産食品づくりに資することを目的とします。
用語の定義	「食品」、「食品関連事業者」、「道産食品」など必要な用語を定義します。
基本理念	食の安全・安心を確保するための取組を推進するに当たっての基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道民の安全・安心な食を追求する権利の実現</li> <li>・ 道民の健康を守ることが最も重要であるという基本認識のもとに取組を実施</li> <li>・ 幅広い道民の要望や意見を反映し、道民との協働の取組を推進</li> <li>・ 食品の生産から消費に至る各段階での取組を実施</li> <li>・ 食品の良好な生産環境を保全するための取組を実施</li> </ul>
関係者の責務、役割	<p>【道の責務】</p> <p>食の安全・安心の確保に関する施策を総合的・計画的に実施</p> <p>【生産者、食品関連事業者の責務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食の安全・安心を確保するための関係法令の厳格な遵守</li> <li>・ 食品が消費者の生命と健康に直接影響を及ぼす責任の自覚、自主的な取組など</li> <li>・ 正確で適切な情報を道民に積極的に提供</li> </ul> <p>【道民の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品の安全性や食生活、食文化など食に関する知識と理解の深化</li> <li>・ 道や市町村の施策や生産者、食品関連事業者の取組に意見を述べ、提案 など</li> </ul>
道民との協働	道は、消費者や生産者、食品関連事業者などと情報交流や意見交換を行い、幅広い道民との協働を積極的に進めます。
市町村との連携協力	道は、市町村と適切に役割分担し、連携協力して施策を実施するとともに、施策の企画立案に当たって、市町村に意見を求め施策に反映するよう努めます。
国等との連携協力	道は、国や都府県との情報交換に努め、連携協力した取組を進めます。
国への提言	道は、国に対し、必要な施策の創設、拡充及び強化を積極的に提言します。
年次報告	知事は、毎年、食の安全・安心の確保に関する動向や取り組んだ施策に関する報告を広く道民に公表します。

## 施策の基本方針など

施策の基本方針	道は、次の基本方針に基づき、総合的・計画的に施策を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全・安心な食品の生産、供給</li> <li>・ 安全・安心な食品を生産するための環境の保全</li> <li>・ 消費者から信頼される認証、表示</li> <li>・ 消費者と生産者の相互理解を促進</li> </ul>
道民参加の推進	道は、道民との対話や情報交換を行い、道民が意見や要望を述べる機会を確保し、意見や要望を基本計画や施策に反映させます。
情報の提供	道は、食品の安全性に関する調査や検査の状況などの情報を収集、分析し、道民に積極的に提供します。
基本計画の策定、公表	道は、施策を総合的・計画的に推進するための基本計画を道民の意見を聴いて作成し、公表します。

食品の検査、監視	道は、関係法令に基づき、検査、監視を行うなど必要な施策を実施します。
情報の共有と相互理解の促進	道は、道民と生産者、食品関連事業者等がお互いに情報を共有し、相互理解を深めるために必要な施策を実施します。
人材の育成	道は、食品の安全性や食品加工、食文化など食に関する専門的な知識を有する人材を育成するために必要な施策を実施します。
試験研究体制の整備等	道は、食の安全・安心の確保に関する試験研究や研究成果の提供に必要な施策を実施します。
危害情報の申出	道民は、人の健康に悪影響を及ぼす恐れがある食品の情報を入手した場合、道に対して適切な対応をするよう申し出ることができ、道は、申し出の事実を確認し、必要な手続を行います。
緊急事態への対処等に関する体制の整備等	道は、道民の健康に重大な被害が発生、または発生する恐れがある緊急の事態への対処やその事態の発生防止に関する体制の整備など必要な施策を実施します。

具体的な施策 (規則や要綱・要領等で規定するものも含む。)

安全・安心な食品の生産、供給	<p>【クリーン農業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道は、研究開発、生産基盤の整備、産地の育成、販路拡大などクリーン農業の推進に必要な施策の推進に努めます。</li> </ul>
	<p>【有機農業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道は、研究開発、生産基盤の整備、販路拡大、生産者と消費者がともに支え合う取組の促進など有機農業の推進に必要な施策の推進に努めます。</li> </ul>
	<p>【生鮮水産物の鮮度保持対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道は、研究開発、生産基盤の整備、販路拡大など産地における生産者などが行う生鮮水産物の鮮度保持の取組を促進するために必要な施策の推進に努めます。</li> </ul>
	<p>【貝類の安全確保対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道は、生産者などの自主的な検査の促進や指導助言、貝毒検査など必要な施策の推進に努めます。</li> </ul>
	<p>【BSE対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道は、BSEのまん延防止や道産牛肉に対する信頼の確保に必要な施策の推進に努めます。</li> </ul>
	<p>【遺伝子組換え作物の栽培の規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道は、遺伝子組換え作物の屋外での栽培について、消費者や生産者の理解が得られなければ、屋外での栽培を行わせないと基本認識のもとに、栽培の実施条件など必要な事項を規定します。</li> </ul>
	<p>【道産食品の生産、製造・加工段階における衛生管理の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道は、道産食品の生産から製造・加工の各段階における衛生管理手法の普及・啓発や技術的な助言など衛生管理の取組の促進に必要な施策の推進に努めます。</li> </ul>
	<p>【農薬の適正な使用及び管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道は、農薬の適正な使用、管理の促進に必要な施策の推進に努めます。</li> </ul>
安全・安心な食品を生産するための環境の保全	<p>【残留農薬の検査体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道は、農産物の生産者団体などによる自主的な残留農薬の検査を促進するために必要な施策の推進に努めます。</li> </ul>
	<p>【生産環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道は、水、土、空気など食品の生産に関連する環境が将来にわたって良好に保たれるために必要な施策の総合的な推進に努めます。</li> </ul>

	<p>【海域や河川、湖沼の水域環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道は、水域環境の調査や改善、森林の整備など水産資源の生育環境の保全のために必要な施策の推進に努めます。</li> </ul>
	<p>【家畜排せつ物の適正な管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道は、家畜排せつ物の適正な管理や利用の促進、地域の取組に対する指導など必要な施策の推進に努めます。</li> </ul>
	<p>【特定有害物質による農用地の土壌汚染の防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道は、生産者によるたい肥などの安全性の確認の促進、特定有害物質等による農用地の土壌汚染の防止に必要な施策の推進に努めます。</li> </ul>
	<p>【硝酸性窒素等による地下水汚染の防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道は、地下水などの検査、監視、地域の取組に対する指導など硝酸性窒素等による地下水汚染の防止のために必要な施策の推進に努めます。</li> </ul>
道民、消費者から信頼される認証、表示	<p>【道産食品の独自認証の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道は、認証機関の登録など、高いレベルの安全・安心を基本として、優れた品質特性を有する道産食品を認証するために必要な事項を規定します。</li> </ul>
	<p>【トレーサビリティシステムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道は、生産から製造・加工、流通・販売における履歴情報を記録、保管、伝達、提供できるシステムの構築に必要な施策の推進に努めます。</li> </ul>
	<p>【原料原産地などの表示の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道は、食品関連事業者による道産食品の原料原産地などの表示の取組を促進するために必要な施策の推進に努めます。</li> </ul>
	<p>【食品表示の監視】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道は、食品表示の監視や確認、普及・啓発、相談や苦情等の対応など必要な施策の推進に努めます。</li> </ul>
	<p>【食品の販売段階における衛生管理の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道は、食品の販売段階における衛生管理手法の普及・啓発や技術的な助言など衛生管理の取組の促進に必要な施策の推進に努めます。</li> </ul>
消費者と生産者の相互理解の促進	<p>【食育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道は、教育関係者、農林水産業の生産者などとともに、学校給食の利用や生産体験の機会の提供など北海道の優位性を生かした食育の推進に必要な施策の推進に努めます。</li> </ul>
	<p>【地産地消の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道は、道産食材の積極的な利用、普及・啓発など地産地消の推進に必要な施策の推進に努めます。</li> </ul>
	<p>【地域の食資源を活かした取組の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道は、生産者などによる地域の安全・安心な食資源を活かした加工食品の製造・販売、ファームイン、直売などの取組を促進するために必要な施策の推進に努めます。</li> </ul>
財政上の措置	<p>道は、食の安全・安心の確保に関する施策を推進するに当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。</p>

### 食の安全 安心委員会 (仮称)

食の安全・安心委員会 (仮称)

道は、知事の附属機関として「食の安全・安心委員会 (仮称)」を設置し、重要事項の調査審議や食のリスクコミュニケーションなどを行います。

### 条例の見直し(附則)

条例の見直し

この条例は、道民の食の安全・安心に関する意識や社会経済情勢の変化、科学技術の進展などを踏まえて、一定期間経過後に見直しを行います。